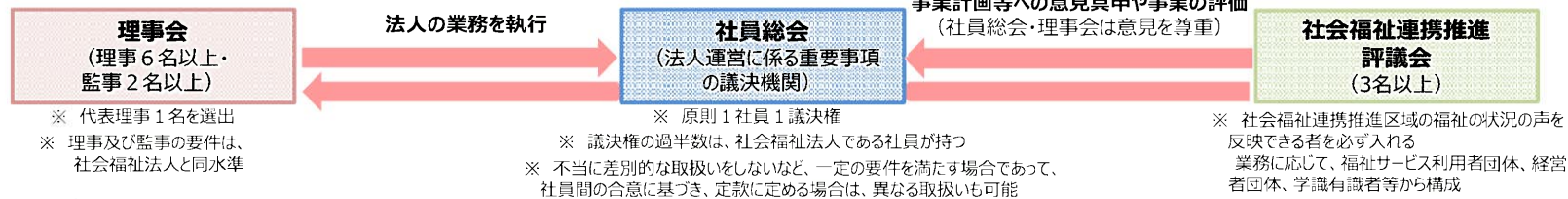


社会福祉連携推進法人について

参考資料 2

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)

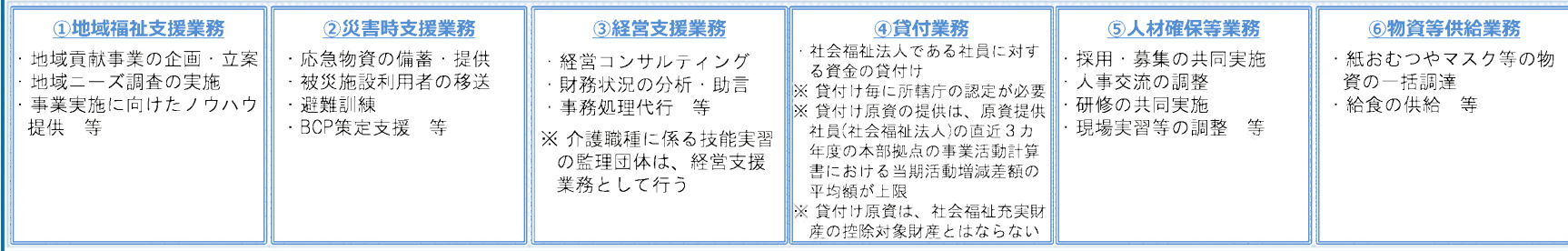


【法人運営のポイント】

- 社会福祉連携推進区域(業務の実施地域。**実施地域の範囲に制約なし。**)を定め、社会福祉連携推進方針(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- 社会福祉連携推進業務の実施(以下の**6 業務の中から全部又は一部を選択して実施**)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に**支障のない範囲で実施可**(**社会福祉事業や同様の事業は実施不可**)
- 社員からの**会費、業務委託費等**による業務運営(業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、職員の兼務や設備の**兼用可**(業務を遂行するための財産の保有も可)

認定・指導監督

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいづれか)



会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2 以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

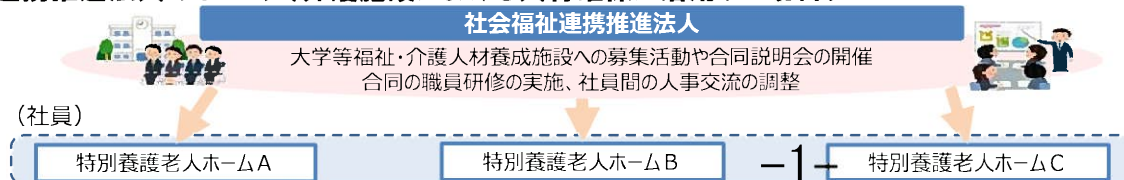
社会福祉事業を
経営する法人

社会福祉を目的
とする公益事業を
経営する法人

社会福祉事業等に
従事する者の養成機関を
経営する法人

※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)

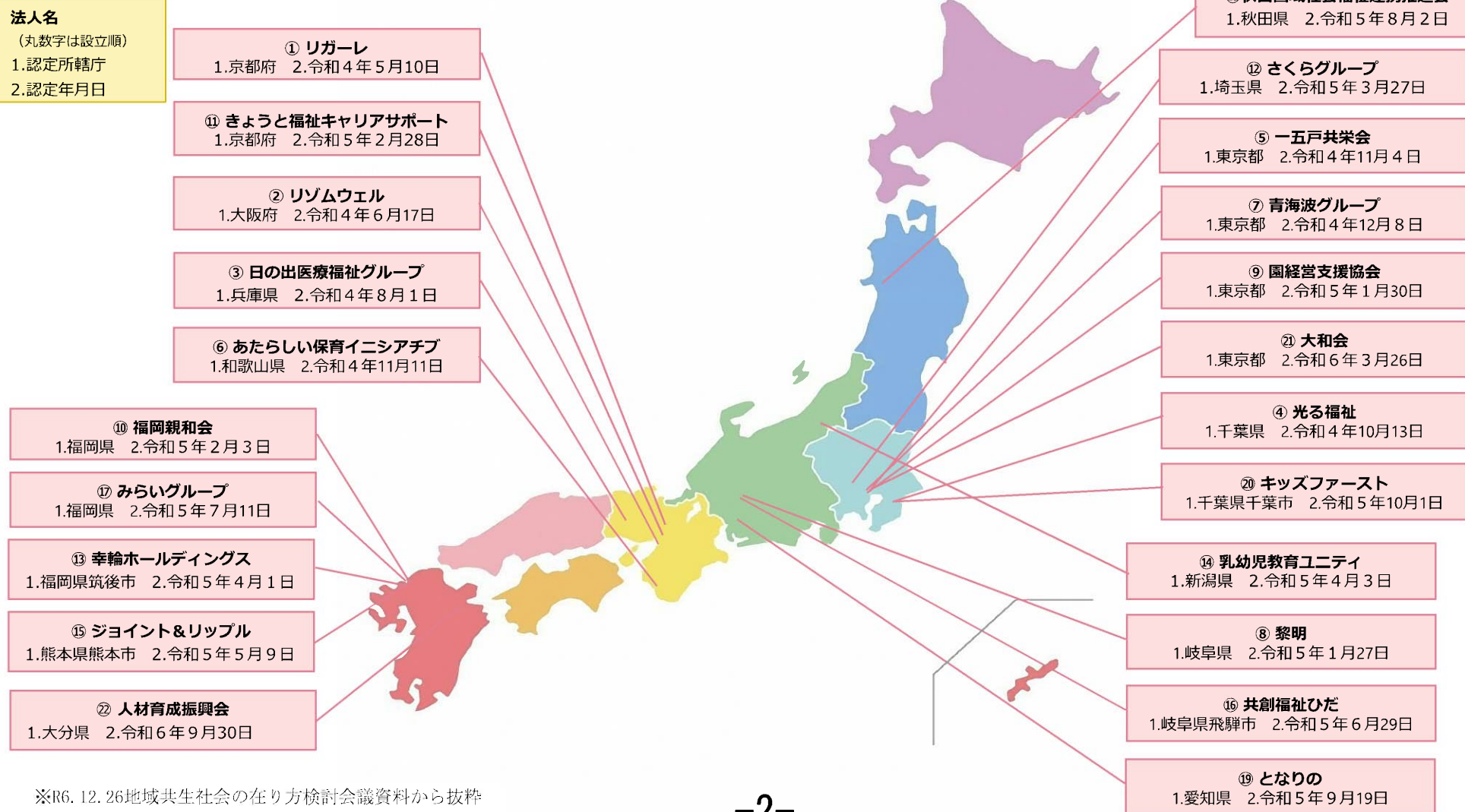


⇒**学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待**

※R3.12.21社会福祉連携推進法人制度施行に向けた自治会説明会資料から抜粋

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和6年9月30日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は22法人。



※R6. 12. 26地域共生社会の在り方検討会議資料から抜粋

2 社会福祉連携推進法人制度の見直しについて

現状・課題

- 社会福祉連携推進法人制度は、社員法人の社会福祉に係る業務の連携を推進し、良質かつ適切な福祉サービスを地域に供給するとともに、経営基盤の強化に資することを主たる目的としており、協働化の仕組みの1つとして重要な制度。
地域福祉の充実、人材の確保・育成といった連携によるメリットをより享受できるよう、設立に係る事務負担の軽減や業務要件の緩和などにより使いやすい仕組みとしていく必要がある。
- 現行では、制度の趣旨を踏まえ、社会福祉連携推進法人が行う業務は、①地域福祉支援業務、②災害時支援業務、③経営支援業務、④貸付業務、⑤人材確保等業務、⑥物資等供給業務といった社会福祉連携推進業務が中心となっている。
そのため、社会福祉連携推進業務以外の業務は、事業規模が全体の過半に満たないものであることとしているほか、社会福祉事業を行うことはできないとしている。
- この点について、「地域共生社会の在り方検討会議」や「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」では、過疎地域等において、地域住民に必要不可欠な社会福祉事業を維持し、利用者を保護する観点から、一定の要件を満たす場合に、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とするなど、社会福祉連携推進法人制度の活用を促進する方策を考えるべきとの意見が出されている。
一方、社会福祉連携推進法人の主たる業務は社会福祉連携推進業務であることにも留意し、その制度趣旨を勘案した適切な要件のあり方を考える必要がある。
- また、社会福祉連携推進法人の事務手続きの負担が大きいという声が寄せられており、上記検討会においても事務負担の軽減の必要性について言及されている。

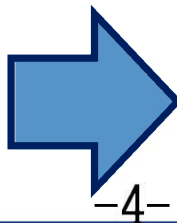
2 社会福祉連携推進法人制度の見直しについて

論点

- 地域住民に必要不可欠な社会福祉事業等を維持し、利用者を保護する観点から、以下の見直しを行うことについてどのように考えるか。
 - ・ 一定の要件を満たす場合には、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とすること
 - ・ 社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービスについても、行うことを可能とすること
 - ・ その際、社会福祉連携推進業務以外の業務の規模要件を緩和すること
- 上記の「一定の要件」について、社会福祉連携推進法人が実施する社会福祉事業の範囲をどのように考えるか。
また、社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービス（公益事業）についても、実施を認めるか。
この他「一定の要件」として、下記の要件を満たす場合に限定することについて、どのように考えるか。
 - ・ 当該地域において、福祉ニーズを充足できていない、かつ他のサービス事業主体の参入が期待できないこと
 - ・ 社会福祉事業等を実施する場合であっても、主たる目的である連携推進業務を行う体制が確保されていること
- 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業又は上記公益事業を行う場合は、定款及び社会福祉連携推進方針（以下「定款等」という。）に規定することとした上で、上記の「一定の要件」を満たすことについて、認定所轄庁が定款等の認可の際に確認することについてどのように考えるか。
- なお、検討に当たっては、社会福祉連携推進法人は確実に社会福祉連携推進業務を行う体制を確保する必要があり、また、すでに社会福祉事業を行うことを目的とする法人として社会福祉法人があることから役割分担をした、制度創設時の考え方に留意する必要がある。
- その他、事務負担の軽減のため、代表理事再任時の手続きを緩和することについてどのように考えるか。

① 社会福祉連携推進法人は社会福祉事業及び社会福祉を目的とする福祉サービスを行うことはできない。

② 代表理事（任期2年）の再任時における認定所轄庁の認可など、事務手続きの負担が大きい。



・ 一定の要件の下で社会福祉連携推進法人の社会福祉事業等の実施を認めることで、必要な人材等のリソースを集約した業務連携等が可能となり、地域の福祉サービス提供体制を確保。

・ 手続きの一部を緩和することで、社会福祉連携推進法人、社員法人、認定所轄庁等の負担を軽減。

※R7. 10. 21社会保障審議会福祉部会資料から抜粋